

# 羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告主募集要項

## 1. 名称

羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告主募集

## 2. 目的

公用車等に民間企業等の広告を掲載することにより地域産業の振興などを図るため、広告主を募集します。

## 3. 内容

別紙「羽曳野市広告掲載要綱」、「羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告掲載業務取扱要領」に従い、羽曳野市公共施設循環福祉バス、公用車に広告をマグネットシートにて掲示する。

## 4. 申込資格

申込資格については以下のとおりとする。

- (1) 広告掲載申込者は羽曳野市内に事業所、営業所又は事務所を有し、契約期間中、安全円滑に事業を運営できる法人又はその他の団体であること。
- (2) 広告掲載申込者（法人又はその代表者）が次のいずれにも該当しないこと
  - ①法律行為を行う能力を有しないもの
  - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
  - ③羽曳野市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの
  - ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの（本市の取り消しに限定しない。）
  - ⑤国税若しくは地方税を滞納しているもの
  - ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
- (3) 役員又は代表者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ①広告掲載申込者（法人又はその代表者）、役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - ②広告掲載申込者（法人又はその代表者）、役員が羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

## 5. 広告の仕様

項目	仕様	備考
掲載場所	羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車	枠については市が決定
形式	マグネットシート	
広告枠（台数）	マイクロバス5台 公用車10台	
サイズ	(バス) 40cm×120cm	
	(公用車) 30cm×50cm	
市への納付額	(バス) 1枠1月あたり10,000円	広告料金の支払は市が発行する納付書にて行ってください。
	(公用車) 1枠1月あたり5,000円	
広告掲載期間	基本は1月単位とする (最長12月)	契約は単年度とするため、年度をまたぐ期間で受付はできません
納品形態	広告の印刷されたマグネットシートを申込者が作成の上、車両事務所に納品	
納品期限	掲載日の3日前までの 平日10:00～16:00に 車両事務所へ納品してください。	広告内容に問題があった場合は修正を求めます。※改善できない場合は掲載できません
契約期間	契約締結日の翌日から当該契約年度末の3月31日まで	※1月を単位とした契約となります

※マグネットシートについては、マグネット部分の厚さを0.8mm以上、1.0mm以下のものとしてください。

## 6. 広告の掲載基準

羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車への広告掲載にあたっては、事前に広告案を作成し、市と協議が必要です。「羽曳野市広告掲載要綱」、「羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告掲載業務取扱要領」に反するもののほか、次に該当するものは掲載できません。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とします。

- (1) マグネットシートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるもの
- (2) 文字やデザインが過密、過小又は色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者が読むことができないもの

## 7. 提出書類の受付について

### 提出場所

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市役所 A棟1階 総務部 管財用地課 車両担当

TEL : 072-958-1111 (内線 : 1900) FAX : 072-957-4787

E-mail : [sharyou@city.habikino.lg.jp](mailto:sharyou@city.habikino.lg.jp)

羽曳野市ウェブサイトアドレス <http://www.city.habikino.lg.jp>

### 提出方法

郵送（簡易書留等、記録が残る方法を推奨）又は宅配便、若しくは持参。

## 8. 提出書類について

次の書類を提出してください。

区分	提出書類	備考
1	羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告掲載申込書	別紙…様式第1号
2	役員名簿（法人の場合）	別紙…様式第2号
3	資格審査申請書	指定用紙様式
4	印鑑証明書（写し可）	法務局又は市役所発行
5	完納証明書（写し可）	市役所発行
6	登記簿謄本（写し可）（法人の場合のみ）	法務局発行

### 留意事項

- 提出された書類は返却しません。
- 提出書類のサイズは、原則A4とします。
- 必要に応じて追加資料を求めることがあります。
- 提出された書類は羽曳野市情報公開条例（平成12年羽曳野市条例第42号）に基づく開示請求があった場合、同条例に定めるところにより公開する場合があります。
- 申込に関し必要な費用は、申込者の自己負担となります。
- 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。
  - ・提出書類に虚偽の記載や問題などがあった場合
  - ・提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
  - ・その他不正行為があった場合
- 4. 申込資格（3）①又は②に該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会することがあります。
- 前年度からの継続に限り、羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告掲載申込書、役員名簿、完納証明書の3書類で可

## 9. その他について

○当該事業は広告主1者のみと契約するものではありません。

○広告主については先着順で選考します。

○業務の仕様については変更する場合があります。

○契約期間は4月1日開始を予定しております。

(※4月1日の開始の広告主がある場合の準備行為があるため調整します。)

○広告主の決定をした後に、役員又は代表者が4. 申込資格(3) ①又は②に該当することが判明した場合は、その決定を取り消します。